

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月30日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目1番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目1番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 管理部長 水嶋 寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目1番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- （注6） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注7） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- （注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年9月15日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2026年10月29日付けで提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（ii）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(6) 公開買付けに係る重要な合意

① 本公開買付契約

② 本取引合意書（創業家株主）

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株につき、金2,514円
買付予定数の上限	－（株）
買付予定数の下限（注1）	13,847,100（株）

（注1） 本公開買付けにおける買付予定数の下限（13,847,100株）について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）とのことです。なお、当該株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月19日に提出した第69期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（92,071個）について、2026年4月株式分割（注2）が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数（276,213個）を分母として計算しているとのことです。本書提出日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（92,071個）を基にした数を分母として用いているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株につき、金2,514円
買付予定数の上限	－（株）
買付予定数の下限（注1）	13,847,100（株）

（注1） 本公開買付けにおける買付予定数の下限（13,847,100株）について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）とのことです。なお、当該株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月19日に提出した第69期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（92,071個）について、2026年4月株式分割（注2）が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数（276,213個）を分母として計算しているとのことです。2026年9月15日時点における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（92,071個）を基にした数を分母として用いているとのことです。

<後略>

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）及び本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年9月14日付で本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と公開買付届出書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と公開買付届出書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<中略>

I 本公開買付けの実施前（本書提出日現在）

<中略>

II 本公開買付けの成立後（2026年10月下旬）

<中略>

III 本最終株式併合後（2027年1月下旬）（予定）

<中略>

Ⅳ 本貸付け等後（2027年2月上旬）（予定）

<中略>

Ⅴ 本自己株式取得後（2027年2月下旬）（予定）

<後略>

（訂正後）

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）及び本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年9月14日付で本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしました。当社が2026年10月28日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年10月28日付当社プレスリリース」といいます。）において、当社が、2026年10月27日付で、C社（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）（注1の2）から、本公開買付け（C社）（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）及び本取引（C社）（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）に係る本C社提案（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを決定したとのことです。

（注1の2） 2026年10月28日付当社プレスリリースにおいては、その旨は開示されておきませんが、公開買付者は、当該C社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しているとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といいます。三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有

割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

＜中略＞

I 本公開買付けの実施前（2026年9月15日時点）

＜中略＞

II 本公開買付けの成立後（2026年11月中旬）

＜中略＞

III 本最終株式併合後（2027年2月上旬）（予定）

＜中略＞

IV 本貸付け等後（2027年2月下旬）（予定）

＜中略＞

V 本自己株式取得後（2027年3月上旬）（予定）

＜後略＞

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

<前略>

(訂正前)

2026年9月9日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、当社が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させること及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長する予定である旨の書簡を提出したとのことです。これに対し、2026年9月10日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長することに合意したとのことです。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を1円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、当社及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けたとのことです。

(訂正後)

2026年9月9日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、当社が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させること及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長する予定である旨の書簡を提出したとのことです。これに対し、2026年9月10日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長することに合意したとのことです。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を1円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、当社及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けたとのことです。

これを受けて公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしました。

2026年10月1日、小澤氏は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を介してC社より依頼を受け、同年10月6日、C社との面談を行い、C社より、本取引（C社）に係る検討の経緯について説明を受けたとのことです。同年10月20日、小澤氏は、C社より再度依頼を受けて、C社との面談を行い、C社をパートナーとする本取引（C社）の実施につき提案を受けましたが、小澤氏としては、インテグラルをパートナーとして本公開買付けの成立を目指していることから、同日、C社による提案を拒否し、同日、その旨を公開買付者にも伝達したとのことです。

その後、当社が公表した2026年10月28日付当社プレスリリースにおいて、当社が、2026年10月27日付で、C社から本C社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを決定したとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、当社が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、本書提出日現在までに当社に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による当社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、当社に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、当社が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、2026年9月14日までに当社に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による当社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、当社に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

① 本公開買付契約

(訂正前)

<前略>

- (注1) 当社による上記各義務の履行の前提条件は、大要、本公開買付けの開始日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、当社は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注1) 当社による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026年9月15日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、当社は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

② 本取引合意書（創業家株主）
（訂正前）

<前略>

- （注１） 創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、公開買付届出書提出日において、①当社の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されているとのことです。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

- （注１） 創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026年9月15日において、①当社の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されているとのことです。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

<後略>

以 上